

小規模公共建築物における木造化の課題

森林政策学研究室 大寺未久里

1. はじめに

日本では戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を利用し、林業の成長産業化を実現することが課題となっている。

公共建築物はシンボル性と高い展示効果があることから、公共建築物を木造で建築することにより、木材利用の重要性や木の良さに対する理解を深めることが期待できる。しかし、日本の公共建築物における木造率は建築物全体と比べて低く、2011年に新築・増築・改築を行った建築物のうち、木造のものの床面積の割合は、建築物全体では41.6%であるのに対して、公共建築物全体では8.4%にとどまっている。(林野庁,2016)

こうした状況を踏まえ、公共建築物に対する木材利用に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に即して主体的な取組を促し、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することをねらいとする「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律(以下、促進法)」(2010年)が公布された。

そうした中で、工期に時間のかかる大規模公共建築物に比べ、小規模公共建築物であれば、木材の使用量は少ないが、数多く作ることによって大規模公共建築物以上の展示効果を得られる。しかし、これまでの研究では、大規模公共建築物の原料調達や設計に関してその課題は明らかになっているものの(青井,2010)、小規模建築物に関する研究は少ない。そこで本研究では、小規模公共建築物の木造化における課題について考察することを目的とする。

2. 調査対象と方法

本研究では、第一に文献および統計調査から全国で最も公共建築物の木造化が進んでいる秋田県の特徴、公共建築物の用途別データの分析を行った。第二に、木造の交番・駐在所の件数が多い佐賀県を対象に、佐賀県庁林業課と佐賀県警察本部

施設整備課にて資料収集と担当者の対面調査を行った。

3. 結果

(1) 文献および統計調査の結果

促進法の施行後、2012年3月に47都道府県すべてで促進法に基づく都道府県方針が策定された。秋田県はこの都道府県方針を全国で一番最初に策定しており、その理由には次の背景がある。秋田県では促進法公布の9年以上前の2001年に、「県産材利用推進会議」を設置しており、その後、「あきた県産材利用推進方針(2001年策定、2012年改正)」を策定している。現在は「第IV期あきた県産材利用推進計画(2012~2014年)」のもとに施策を行っている。

秋田県では県産材利用推進会議設置後の2000年から2011年までの12年間に142件の木造公共建築物を整備している、その内訳(表1)は件数比では交番・駐在所・公舎が最も多いが、これらは小規模で、延床面積比では学校・教育関連施設と公営住宅・職員公舎がそれぞれ約4割でこの2種類で8割を占める。

福岡県では木造の交番・駐在所・公舎は4件と少なく、それに対し、佐賀県は25件と多かった。

(2) 佐賀県における小規模公共建築物の木造化の背景と課題

●佐賀県庁林業課担当者への対面調査

佐賀県では前・県知事がマニフェストに「公共事業における県産材利用の推進」を掲げており、2004年12月には公共事業における県産材利用の促進などを進め、森林資源の維持と林業の活性化を図るため、佐賀県公共施設・公共工事県産材利用推進委員会を開催し、「佐賀県公共施設・公共工事県産材利用推進の基本方針」を策定した。このような背景から、秋田県と同様に、促進法に即応し、都道府県方針を策定することができた。

2016年の目標とする公共建築物の県産木材の割合は90%であるが、2015年（9月時点）の県産木材率は62%と低いため、高めの目標設定となっている。

2008年10月より、佐賀県公共施設・公共工事県産木材利用推進の基本方針に基づき、佐賀県県産木材利用推進庁内連絡会議が設置された。この連絡会議では県庁の暮らし環境本部・県土づくり本部・交通政策部、教育庁、警察本部の担当で構成されており、他部局と横断的に連携を図り、木造化の意識を共有し、県産木材の利用・流通促進を目的としている。

2015年8月より、ふるさと木材利用拡大推進事業が始まり、木造住宅コンクールの開催や、県産木造住宅の新築費用の補助、自治会公民館の整備、木製机・椅子等の導入に補助を行っている。このようにさまざまな場面で県民が県産材と触れ合う場面を創出することが必要である。

●佐賀県警察本部施設設備課営繕係担当者への対面調査

2000年から2015年までに建てられた木造の交番は1件、駐在所は21件、公舎は3件であった。交番は耐久性や安全性の面から考慮し、木造が少ない。反対に駐在所は、伝統的に木造が多いため現在も自然と木造で建てる、という意識がある。さらに、駐在所は勤務する警察官とその家族の住居を兼ねているため、より温かみのある木造が多いのではないかとのことであった。

佐賀県県産木材利用推進庁内連絡会議が設置される2008年以前は、県産材にとらわれていなかったが、2008年以降は森林組合を介し、県産材を意識して調達している。

予算が厳しく、リフォームする際も水周りなどの傷みやすい箇所を中心に修繕していくため、内装の木質化は難しい。

4. まとめと考察

資料分析と対面調査から、佐賀県では佐賀県庁が木材利用の促進について積極的な取り組みを

行っていた。県全体で木材利用を推進していくためには、県庁と警察といった異なる組織の部局同士が連携を取り合ったり、話し合いができる場を作ることが非常に大切である。

また、木製机・椅子に触れたり、木造の駐在所を作ったりするような小さな「点」的な取り組みも、それらが積み重なることで木材利用に対する大きな波及効果が期待できる。

また、警察の予算の厳しさから安くても建てられる駐在所のモデル化が必要である。

表1 秋田県における県産材利用公共建築物実績（2000～2011年）

用途	件数		延床面積 (㎡)	
	件数	同比率	積 (㎡)	同比率
学校・教育関連施設	22	15.5%	24,642	39.9%
公営住宅・職員宿舎	5	3.5%	24,917	40.3%
交番・駐在所・公舎	54	38.0%	7,874	12.7%
文化・スポーツ・観光・その他施設	23	16.2%	3,129	5.0%
農用施設	38	26.8%	1,270	2.1%
総数	142	100.0%	61,812	100.0%

出典：（川鍋・飯島，2014）

参考文献

- ・林野庁（2015）平成26年度版森林林業白書
- ・川鍋亜衣子・飯島泰男（2014）「木造公共建築物における工期・予算上の制約について－秋田県における取り組み事例から考える－」『住宅と木材』9, 18～29
- ・青井秀樹（2010）「公共建築物での木造化－国産材需要拡大の起爆剤にするには－」『林業経済』62（12）, 10～16